

伊平屋村ふるさと割引運賃負担軽減事業要綱

平成27年6月1日

告示第 号

(目的)

第1条 村外に居住する伊平屋村出身者及び伊平屋村にゆかりのある方に、伊平屋村へ渡るための唯一の交通手段であるフェリーいへやⅢの乗船券購入代金の負担軽減を図る事で、伊平屋村へ足を運ぶきっかけをつくり、伊平屋村へ来村いただき、伊平屋村の良さを再確認してもらい、村外に伊平屋の良さをアピールしてもらうことで伊平屋村へ観光客及び交流人口の増加・伊平屋村の知名度向上を目的とする。

(対象者)

第2条 「ふるさと割引カード」を所持しているも者。

(対象運賃)

第3条 割引運賃の対象は、次のとおりとする。

券種	現行運賃	割引運賃
運天港発大人往復	4,640	2,640
運天港発小人往復	2,320	1,320
運天港発大人身障者往復	2,440	1,390
運天港発小人身障者往復	1,220	700

(軽減開始)

第4条 「ふるさと割引運賃負担軽減事業」の開始は、平成27年 5月 日からとする。

(軽減期間)

第5条 「ふるさと割引カード」が有効な期間とする。

(割引運賃購入申込書)

第6条 割引運賃の販売は、割引運賃購入申込書により行うものとする。ただし、団体のカード所持者は団体に属する証明書等を提示するものとする

(割引運賃の販売)

第 7 条 購入者が記入した割引運賃購入書を徴収したうえで割引運賃の販売を行わなければならない。

2 割引運賃を販売するときは、購入者にふるさと割引カードの提示を求め、購入者が定める対象者であることを確認しなければならない。

3 同一人物または同一カード番号に対する割引運賃は、1日に1回限りとする。

(その他)

第 8 条 券販売後の未使用部の払戻し等を行わないものとする。

(補則)

第 9 条 上記のことについて、伊平屋村長が必要と認めた場合は、継続又は廃止することができる。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。